

防府市友好栄誉市民要綱

平成13年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市友好栄誉市民（以下「友好栄誉市民」という。）
に対してその称号を贈ることに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市は、姉妹都市交流の推進に功績のあった外国人又は親善その他の目
的で市に来訪した外国人で市の賓客として認めた人に友好栄誉市民の称号と
記章を贈ることができる。

(選考及び決定)

第3条 友好栄誉市民は、市長、副市長、市議会議長及び市議会副議長をもっ
て組織する防府市友好栄誉市民審査委員会（以下「委員会」という。）の議
決を経て決定する。

2 委員会の運営については、委員会において別に定める。

(贈呈)

第4条 友好栄誉市民の贈呈は、随時行う。

(その他)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。